

子家発 0607 第 1 号
令和元年 6 月 7 日

各〔都 道 府 県〕
〔指 定 都 市〕 児童福祉主管部（局）長 殿
〔児童相談所設置市〕

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

児童虐待事案に係る子どもの心理的負担等に
配慮した面接の取組に関する情報共有について

子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化については、「子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化について」（平成 27 年 10 月 28 日付け雇児総発 1028 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）及び「児童虐待事案に係る子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化の推進について」（平成 30 年 7 月 24 日付け子家発 0724 第 1 号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）に基づき、子どもの心理的負担の一層の軽減及び子どもから聞き取る話の内容の信用性確保のため、児童相談所、警察及び検察と連携し、協同面接を実施するとともに、協同面接実施後においても、子どもの支援のために必要があるときは関係機関において打合せを行うことを含めた適切な方法により、必要な情報共有に取り組んでいただいている。

今般、児童虐待事案において、協同面接がなされた際の情報共有（録音・録画した記録媒体の取扱い）について、別添のとおり警察庁刑事局刑事企画課長、生活安全局生活安全企画課長、少年課長及び刑事局捜査第一課長から通知が発出されたので、貴職におかれては、この内容を御了知いただき、引き続き関係機関との連携を図るとともに、管内の児童相談所に周知を図り、対応に遺漏なきよう努められたい。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

原議保存期間	3年(令和5年3月31日まで)
有効期間	一種(令和5年3月31日まで)

警視庁刑事部長
警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察本部長

警察庁丁刑企発第8号、丁生企発第77号
丁少発第108号、丁捜一発第28号
令和元年6月5日
警察庁刑事局刑事企画課長
警察庁生活安全局生活安全企画課長
警察庁生活安全局少年課長
警察庁刑事局捜査第一課長

児童相談所との情報共有について（通達）

児童を被害者等とする事案に適切に対処する観点から、警察、検察及び児童相談所という関係機関の代表者による聴取を実施した場合には、「児童を被害者等とする事案への対応における検察及び児童相談所との連携について（通達）」（平成31年3月25日付け警察庁丁刑企発第34号ほか）に基づき、三機関による打合せの実施等の適切な方法により、必要な情報の共有に努めることとしている。

児童虐待事案につき、児童相談所から、代表者による聴取の状況を録音・録画した記録媒体（以下「記録媒体」という。）の提供（閲覧、貸与を含む。以下同じ。）を求められた場合の対応については下記のとおりであるので、遺漏のないようにされたい。

また、代表者として聴取を実施した機関の如何を問わず、検察官が保管中の記録媒体の取扱いについては、別添のとおりであるから、執務の参考とされたい。

なお、本件については、法務省刑事局及び厚生労働省と協議済みである。

記

1 記録媒体の提供の可否の判断

児童相談所から記録媒体の提供を求められた場合には、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第47条ただし書の趣旨を踏まえ、個別具体的な事案に即して、提供の必要性及び相当性を適切に判断すること。

そのため、(1)及び(2)を踏まえ、個別具体的な事案ごとの記録媒体の使用目的・使用方法や児童相談所における記録媒体の保管・管理体制等、適切な判断に必要な事項について児童相談所から十分に聴取を行うこと。

(1) 必要性の判断

児童相談所長が、家庭裁判所の承認を得て引き続き一時保護を行うとき（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条第5項）、親権喪失・停止の審判の請求を行うとき（同法第33条の7）などにおいて、記録媒体を証拠として家庭裁判所に提出する必要がある場合は、記録媒体を児童相談所に提供する必要性が高いことが多いものと考えられる。

また、記録媒体が家庭裁判所に提出される場合以外であっても、児童相談所においてこれらの措置の要否を検討するなどの業務を遂行するに当たって、反訳や報告書では児童の供述状況や信用性を十分に把握することができないといった理由から、

児童相談所に記録媒体を提供する必要性が認められる場合があると考えられる。

(2) 相当性の判断

記録媒体を提供することの相当性判断に当たっては、関係者の名誉・プライバシーや今後の捜査・公判への影響等の事情を総合的に勘案すること。

具体的な事情として、

- ・ 保管方法を含め児童相談所における記録媒体の取扱いが適切であるといえるか
- ・ 当初の提供目的と離れて被疑者等の第三者に提供されることはないかといったことにも留意すること。

2 記録媒体を提供することとした場合の具体的方法

記録媒体の提供の具体的方法については、都道府県警察施設内における閲覧、必要な期間中の貸与、必要な条件を付した上での交付等が考えられるところ、児童相談所における業務上の必要性等に鑑み、事案に即した適切な方法を選択すること。

なお、家事審判事件の記録については、当事者から閲覧・謄写等の請求があった場合には裁判所はこれを許可しなければならず（家事事件手続法（平成23年法律第52号）第47条第1項から第3項まで）、事件の関係人である未成年の利益を害するおそれ等がある場合には裁判所はこれを許可しないことができるとされている（同条第4項）ことに鑑み、記録媒体が家庭裁判所に提供されることが見込まれる場合には、記録媒体が家庭裁判所に提供された後の当該記録媒体の取扱いについて、当該児童相談所等との間で、あらかじめ必要な協議を行っておくこと。

3 その他

児童相談所から記録媒体の提供の求めがあった場合には、都道府県警察本部担当課を通じて、警察庁刑事局刑事企画課刑事指導室に報告されたい。